

令和2年6月25日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局子育て支援課長

7月1日以降の市型預かり保育の利用について

日頃から、教育・保育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

緊急事態宣言については、令和2年5月25日付で解除されましたが、本市では、令和2年6月30日までの間、市型預かり保育の利用自粛を要請してきました。

6月以降は、感染症対策の強化と合わせて、経済再生の実現に向けて本市としても取り組みを進めており、利用園児が増えてきています。

そこで、**本市からの利用自粛要請は6月30日で終了します**。ただし、今後の新型コロナウイルス感染の状況によっては、再度利用自粛を要請する場合がありますので、その際はご協力ください。

なお、保育では、いわゆる「3密」をなくすことが困難である中で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対策が必要であり、そのため利用の自粛を要請するものではありませんが、仕事がお休みの場合等には、必要最小限での市型預かり保育の利用についてご協力いただくようお願いいたします。

市型預かり保育においても、政府から示された「新しい生活様式」に配慮しながら保育を行うこととなりますので、ご理解をいただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症防止のために、保護者の皆様におかれましても、お子様及びご自身の体調の確認や衛生管理等にご協力をお願いします。

1 満3歳児課税世帯の方の利用料について

登園自粛要請の終了に伴い、これまでの「登園日数に応じた利用料（保育料）の減額」の取り扱いを終了します。7月以降は通常通り、利用料の徴収を行います。

2 体調の確認

お子様及び保護者に発熱や呼吸器症状などの風邪の症状がある場合には、利用は行わないよう徹底してください。

なお、発熱の判断をする際は平熱に個人差があることにご留意ください。

<担当連絡先>

子育て支援課 671-2085